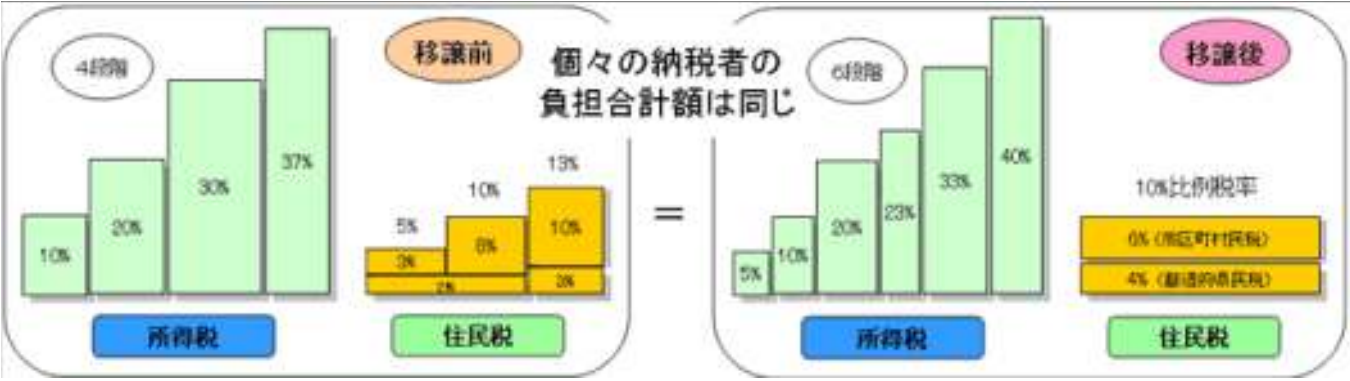


税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



● 独身者の場合（年額）

給与収入	税源移譲前（単位：円）			→	税源移譲後（単位：円）			負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円

● 夫婦＋子供2人の場合（年額）

給与収入	税源移譲前（単位：円）			→	税源移譲後（単位：円）			負担 増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。